

# 第121期 定時株主総会 招集ご通知

## 【新型コロナウイルス感染症の対策に関するお願い】

新型コロナウイルスの感染予防のため、株主の皆様の安全を第一に考え、本年の株主総会の開催方針を以下のとおりといたしたく存じます。

・後記の株主総会書類をご参照の上、議決権行使書のご返送により事前に議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討いただきますようお願い申し上げます。

・株主総会の運営につきましては、ご滞在時間の短縮化のため、株主懇親会および工場見学は中止とさせていただきます。

・株主の皆様へのお土産の配布は中止とさせていただきます。

開催日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時30分

開催場所 群馬県安中市郷原2993番地  
当社 本店 会議室

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 監査役4名選任の件  
第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する  
対応策（買収防衛策）継続の件

## 目次

第121期定時株主総会招集ご通知……………	1
(添付書類)	
事業報告……………	2
連結計算書類……………	18
計算書類……………	21
監査報告……………	24
株主総会参考書類……………	32

# Okamoto

株式会社 岡本工作機械製作所



# 株 主 各 位

群馬県安中市郷原2993番地  
株式会社 岡本工作機械製作所  
代表取締役社長 石 井 常 路

## 第121期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第121期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日(木曜日)午後6時までには到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時30分
  2. 場 所 群馬県安中市郷原2993番地  
当社 本店 会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照願います。)
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第121期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結  
計算書類監査結果報告の件
    2. 第121期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)  
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- |       |                                 |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件                         |
| 第2号議案 | 監査役4名選任の件                       |
| 第3号議案 | 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件 |

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載された内容との①と②で構成されております。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.okamoto.co.jp>)に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦の激化、英国のEU離脱問題などの不安定な情勢の継続と、年度終盤からの新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動の減速が強まり、依然として景気の先行きに不透明な状況が続いております。

わが国経済においては、自然災害や消費増税があったものの、雇用・所得環境の改善等により、緩やかな回復基調で推移しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動抑制の影響が大きく、足元の景気は大幅に悪化し、厳しい状況となりました。

このような状況の中で当社グループは、中期経営計画『SHINKA2022』で掲げたビジョン“安定した収益を確保できる企業”を目指し、初年度である当連結会計年度は管理・マーケティング体制の強化やサービス体制の拡充、および戦略機種の開発活動等に注力してまいりました。その結果、当連結会計年度における連結売上高は34,305百万円（前連結会計年度比4.9%減）、営業利益は2,589百万円（前連結会計年度比34.1%減）、経常利益は2,420百万円（前連結会計年度比31.3%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,582百万円（前連結会計年度比50.9%減）となりました。

事業別状況は次のとおりです。

#### (工作機械事業)

国内市場におきましては、工作機械業界向けに門型平面研削盤、また幅広い業種において大型平面研削盤の需要はありましたが、前年度後半からの中国市場における投資抑制などの影響が大きく、売上は前年度に届きませんでした。受注につきましても、工作機械業界や金属部品業界からの大型平面研削盤の受注はあったものの、国内経済の先行きを警戒した設備投資の先送りにより、好調であった前年度を下回る結果となりました。

海外市場におきましては、米国では航空機、医療機器などの業種を中心に、新型平面研削盤の需要が増加し、販売、受注共に堅調に推移いたしました。欧州ではイタリア、ポーランドを中心に売上は比較的堅調に推移したものの、受注につきましてはドイツでの自動車業界の不振が継続し、減少いたしました。アジア市場では、中国での貿易摩擦の長期化に加え、東南アジアにおいても新型コロナウイルス感染症拡大の影響により企業活動が停滞したため、売上、受注共に前年度を大きく下回りました。

以上の結果、売上高は24,423百万円（前連結会計年度比8.8%減）、セグメント利益（営業利益）は1,234百万円（前連結会計年度比49.3%減）となりました。

（半導体関連装置事業）

半導体市場におきましては、スマートフォン需要の鈍化やデータセンター向け投資の停滞が継続しているものの、中長期的には第5世代移動通信システム（5G）やAI技術の進化といった技術革新を背景にしたメモリ向け投資の需要拡大が見込まれております。

このような状況の中で当社グループは、ポリッシュ装置やグラインダー装置の販売増加に向けて、プロセス開発などの諸施策を前期より継続してまいりました。その結果、国内および東アジアにおいて、ウェーハ生産用のファイナルポリッシャーやグラインダー装置の販売が寄与し、売上は前年度を上回りました。受注につきましては、半導体業界の設備投資に慎重な姿勢が継続していたため、前年度を下回ったものの、年度後半には国内や中国向けにポリッシュ装置を受注するなど持ち直しの動きも見られております。

以上の結果、売上高は9,881百万円（前連結会計年度比6.5%増）となったものの、セグメント利益（営業利益）は製品構成の変化などの影響により2,337百万円（前連結会計年度比6.0%減）となりました。

事業区分	売上高	受注高
工作機械事業	24,423百万円	20,735百万円
半導体関連装置事業	9,881百万円	3,902百万円

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において当社グループは、生産体制の強化・合理化を目的として、1,615百万円の設備投資を実施いたしました。主なものは、当社安中工場、岡本工機株式会社及びOKAMOTO (THAI) CO.,LTD.での生産設備の増設及び更新であります。

## (3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、米中の政策動向や新型コロナウイルス感染症の拡大など、当社グループを取り巻く環境は、先行きに不透明感が増す状況となっております。そのような状況の中で当社グループは、中期経営計画「SHINKA 2022」の達成に向け、海外販売拠点の増強やモノづくり改革など確実に実行できる体制を構築してまいります。

今後とも株主各位におかれましては一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 118 期 (2017年 3 月期)	第 119 期 (2018年 3 月期)	第 120 期 (2019年 3 月期)	第 121 期 (2020年 3 月期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	23,749	28,827	36,067	34,305
経 常 利 益(百万円)	768	1,707	3,522	2,420
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	577	1,983	3,224	1,582
1 株当たり当期純利益( 円 )	13.04	448.24	792.52	395.31
総 資 産(百万円)	28,273	31,346	36,627	34,164
純 資 産(百万円)	9,470	11,326	12,557	13,110

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第119期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第120期の期首から適用しており、第119期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
岡本工機株式会社	百万円 322	% 100.0	精密歯車、工作機械及び半導体関連装置の製造、販売
技研株式会社	百万円 18	100.0	工作機械の製造、再生、販売
OKAMOTO CORPORATION	千米ドル 4,754	100.0	工作機械及び半導体関連装置の輸入、販売
OKAMOTO (SINGAPORE) PTE, LTD.	千シンガポールドル 24,077	100.0	工作機械及び半導体関連装置の製造、販売
OKAMOTO (THAI) CO., LTD.	百万タイバーツ 477	100.0	工作機械、半導体関連装置及び鋳物の製造、販売
OKAMOTO MACHINE TOOL EUROPE GMBH	千ユーロ 511	100.0	工作機械及び半導体関連装置の輸入、販売
岡本工機（常州）有限公司	千米ドル 2,900	100.0	工作機械及び精密歯車の製造、輸入、販売

(注) 1. OKAMOTO (THAI) CO., LTD. の議決権は当社が74.6%所有しOKAMOTO (SINGAPORE) PTE, LTD. が25.4%所有しております。

2. 岡本工機（常州）有限公司の議決権は岡本工機株式会社が100%所有しております。

## (7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループでは工作機械並びに半導体関連装置の製造、販売及び修理を行っております。

事業内容	主要製品
工作機械事業	平面研削盤、成形研削盤、内面研削盤、円筒研削盤、歯車研削盤、専用研削盤
半導体関連装置事業	グラインディングマシン、スライディングマシン、ポリッシングマシン、ラッピングマシン、ガラス基板研磨装置



(8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

当 社	本社工場：群馬県安中市、横浜事務所：神奈川県横浜市 営業所：首都圏営業所(神奈川県)、大阪営業所(大阪府)、 名古屋営業所(愛知県)、仙台営業所(宮城県)、 福岡営業所(福岡県)、他4営業所
岡 本 工 機 株 式 会 社	本社工場：広島県福山市、尾道工場：広島県尾道市 府中工場：広島県府中市
技 研 株 式 会 社	本社工場：神奈川県綾瀬市 勝田工場：茨城県ひたちなか市
OKAMOTO CORPORATION	本社：アメリカ合衆国イリノイ州
OKAMOTO (SINGAPORE) PTE,LTD.	本社工場：シンガポール共和国
OKAMOTO (THAI) CO., LTD.	本社工場：タイ王国アユタヤ県
OKAMOTO MACHINE TOOL EUROPE GMBH	本社：ドイツ連邦共和国ランゲン市
岡本工機(常州)有限公司	本社工場：中国江蘇省常州市

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
工作機械事業	1,918名	1名増
半導体関連装置事業	74名	2名増
全社(共通)	31名	5名増
合計	2,023名	8名増

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
428名	23名増	41.2歳	15.7年

(注) 従業員数は就業人員数であり、出向者(29名)は含まれておりません。



(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
シンジケートローン	5,458百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,361
株式会社広島銀行	1,331
株式会社みずほ銀行	879

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする5行によるものです。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 18,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,717,895株

(3) 株主数 5,676名

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	220千株	5.49%
角 田 博	200	4.99
三菱UFJ信託銀行株式会社	116	2.90
株式会社三菱UFJ銀行	107	2.68
ファナック株式会社	94	2.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	87	2.18
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	77	1.94
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG /JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM	76	1.90
INTERACTIVE BROKERS LLC	65	1.64
旭ダイヤモンド工業株式会社	56	1.41

(注) 1.当社は、自己株式を715,085株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2.持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石井常路	
取締役	伊藤暁	常務執行役員 技術開発本部長
取締役	高橋正弥	常務執行役員 管理本部長 子会社関係管掌
取締役	渡邊哲行	常務執行役員 営業本部長
取締役	山下健治	株式会社ヤマシタワークス 代表取締役
取締役	吉見威志	神戸学院大学経済学部名誉教授
常勤監査役	田中良和	
常勤監査役	瀬川雅夫	
監査役	山岡通浩	弁護士、オンコリスバイオファーマ株式会社 社外監査役
監査役	白築敏一	

- (注) 1. 取締役山下健治氏及び取締役吉見威志氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役瀬川雅夫氏、監査役山岡通浩氏及び監査役白築敏一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役田中良和氏は、長年にわたり当社の経理及び内部統制の業務に従事した経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 常勤監査役瀬川雅夫氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役山下健治氏、取締役吉見威志氏及び監査役山岡通浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。  
当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令の定める限度額としております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	6名 (2)	93百万円 (9)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (3)	41 (28)
合 計	10	135

(注) 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山下健治氏は、株式会社ヤマシタワークスの代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役吉見威志氏は、神戸学院大学経済学部の名誉教授であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・監査役山岡通浩氏は、オンコリスバイオファーマ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 山下健治	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。他社での豊富な経営経験と高い見識から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 吉見威志	2019年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。学識経験者としての学術的な視点と高度な知見から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 瀬川雅夫	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会14回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、長年にわたる金融機関での経験から、適宜必要な発言を行っております。
監査役 山岡通浩	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会14回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 白築敏一	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会14回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、保険会社での豊富な経営経験と高い見識から、適宜必要な発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 当社の子会社のうち、OKAMOTO (SINGAPORE) PTE,LTD.、OKAMOTO (THAI) CO.,LTD.、OKAMOTO MACHINE TOOL EUROPE GMBHは、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令、定款を遵守し、企業倫理を尊重する行動ができるように、また社会人としての正しい姿勢・行動ができるように「コンプライアンス基本方針」を定め、取締役及び使用人に周知徹底させる。

内部統制を推進する組織を設置するとともに、取締役及び使用人に対するコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、法令・定款遵守、コンプライアンスの実効性の確保及び財務報告の信頼性を高めることに努める。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程等の社内規程に従って行い、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制を整備する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を定め、この規程に沿ったリスク管理体制の構築・運用を行う。

各部門はそれぞれの部門に関するリスク管理を行い、リスク管理統括部署に定期的にリスク管理の状況を報告する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時にて開催するほか、適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行うものとする。

また、中期事業計画及び年度事業計画を策定し、進捗管理を行い、その達成を図る。

### (5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当するもの（③④及び⑦②において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

②当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

③当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

④当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る重要な事項については当社へ報告することとする。重要な事項については関係会社管理規程に定める。

子会社においても、1項、3項、4項と同様のことを実施することとする。



グループ各社の経営を管理する担当部署を置き、関係会社管理規程に基づき、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

また、それぞれの子会社を監査する担当部署を置き、定期的に監査を行い、業務の適正を確保する体制の整備を行う。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の要請があれば、合理的な範囲で使用人を置くものとする。

なお、監査役の職務を補助する使用人を置いた場合、使用人の任命、解任、評価、異動等については監査役会の同意を得た上で決定することとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するものとする。

- (7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

②当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、法令や定款違反や当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に報告することとする。報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととする。当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者についても同様とする。

なお、前記にかかわらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人、当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対し報告を求めることができるものとする。

- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からの請求があった場合、特別の事情がない限り支払いに応じるものとする。

- (9) その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、内部監査担当部門等と意見及び情報の交換を行い、監査の実効性を確保するものとする。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般について

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備は総務部が実施しており、運用状況は内部監査室が随時モニタリングし、改善を進めております。また内部監査室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

(2) コンプライアンスについて

コンプライアンスについて、各種規程の制定、改定を適時実施し各部署に規程集として配置しております。特にコンプライアンス基本方針や倫理規定等コンプライアンス遵守の要となる規程に関しては、ハンドブックを全社員に配付し、定期的に研修を実施しております。

(3) リスク管理について

当社の危機管理に関する事項を定めたリスク管理規程に基づき、リスク管理委員会（当事業年度は4回開催）を設置し潜在的なリスクについてチェックを行い、より適切な対策の検討を継続的に行っております。

(4) 子会社経営管理について

子会社の経営管理につきましては、総務部が関係会社管理規程に基づき、子会社の内部統制の整備を行っております。子会社における重要事項については、同規程に基づき当社の主管部門の決裁を受ける仕組みとなっております。また当社の内部監査室は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応するモニタリングを随時実施しております。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではなく、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

### (2) 取組みの具体的な内容

#### ① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1926年の創業以来、研削盤を中心とした工作機械分野と半導体関連装置分野において、高性能の製品を生産し顧客のニーズに応えていくことによって高い評価を受けてきました。今後も長期にわたる顧客・取引先との信頼関係やブランド力に基づき、さらに安定した経営基盤を確立し、社会に大きく貢献していけるような企業への飛躍を目指しています。

当社グループでは、中長期的な戦略として「景気に左右されることなく利益を上げ得る強固な経営体質」の確立・定着を図るべく、全社を挙げて取り組んでおり、また一方で、内部管理体制の強化やコンプライアンスの遵守など、経営の改善にも取り組んでまいります。さらに、近年、社会的な重要問題となっている、地球環境への配慮に努め、環境に調和する技術の開発や事業活動を心がけていくこととしています。これらひとつひとつの取組みが、当社及び当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同利益の極大化に繋がっていくものと考えております。

② 不適切な者によって支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）の一つとして、2017年5月15日開催の取締役会及び2017年6月29日開催の第118期定時株主総会の各決議に基づき、2008年6月27日に導入した「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の内容を一部修正のうえ、継続しております（以下、継続後の対応策を「本プラン」という。）。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合に当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることをあらかじめ明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

(3) 不適切な者による支配を防止するための取組みについての取締役会の判断及びその理由

前記(2)の取組みは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的施策として策定されたものであり、前記(1)の基本方針に沿うものであります。特に、本プランは、株主総会で承認を得て導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役、社外監査役又は社外の有識者から選任される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができることとされていること、有効期間が最長約3年と定められた上、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されております。

したがって、当社取締役会は、前記(2)の取組みについて、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>22,793</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>16,300</b>
現金及び預金	3,400	支払手形及び買掛金	3,672
受取手形及び売掛金	8,576	短期借入金	8,113
商品及び製品	2,478	一年内返済予定の長期借入金	1,095
仕 掛 品	5,374	リ ー ス 債 務	378
原材料及び貯蔵品	2,634	未 払 法 人 税 等	175
未 収 入 金	22	前 受 金	1,131
そ の 他	377	賞 与 引 当 金	374
貸 倒 引 当 金	△71	製 品 保 証 引 当 金	51
		そ の 他	1,307
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,371</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,753</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>9,989</b>	長 期 借 入 金	2,675
建物及び構築物	3,679	リ ー ス 債 務	1,008
機械装置及び運搬具	2,640	退職給付に係る負債	897
工具、器具及び備品	429	資 産 除 去 債 務	123
土 地	1,739	そ の 他	48
リ ー ス 資 産	1,378	<b>負 債 合 計</b>	<b>21,053</b>
建設仮勘定	120	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>95</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>13,968</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,286</b>	資 本 金	4,880
投資有価証券	67	利 益 剰 余 金	12,166
退職給付に係る資産	382	自 己 株 式	△3,078
繰延税金資産	598	その他の包括利益累計額	△857
そ の 他	257	その他有価証券評価差額金	△15
貸 倒 引 当 金	△18	為 替 換 算 調 整 勘 定	△812
		退職給付に係る調整累計額	△29
<b>資 産 合 計</b>	<b>34,164</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>13,110</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>34,164</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	34,305
売上原価	23,974
売上総利益	10,330
販売費及び一般管理費	7,740
営業利益	2,589
営業外収益	94
受取利息	14
受取配当金	11
受取貸料	4
物品売却益	24
助成金収入	14
その他	25
営業外費用	264
支払利息	180
支払手数料	8
為替差損	12
その他	62
経常利益	2,420
特別利益	1
固定資産売却益	1
特別損失	4
固定資産処分損	4
税金等調整前当期純利益	2,416
法人税、住民税及び事業税	389
法人税等調整額	445
当期純利益	1,582
親会社株主に帰属する当期純利益	1,582

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	4,880	11,023	△3,075	12,829
当期変動額				
剰余金の配当		△440		△440
親会社株主に帰属する当期純利益		1,582		1,582
自己株式の取得			△3	△3
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)				
当期変動額合計	-	1,142	△3	1,139
当期末残高	4,880	12,166	△3,078	13,968

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 定 調 整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	0	△432	160	△271	12,557
当期変動額					
剰余金の配当					△440
親会社株主に帰属する当期純利益					1,582
自己株式の取得					△3
株主資本以外の項目の当期の変動額(純額)	△15	△379	△190	△585	△585
当期変動額合計	△15	△379	△190	△585	553
当期末残高	△15	△812	△29	△857	13,110

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,620</b>	<b>流動負債</b>	<b>11,333</b>
現金及び預金	972	支払手形	2,292
受取手形	740	買掛金	1,538
売掛金	6,066	短期借入金	4,500
商品及び製品	686	一年内返済予定の長期借入金	899
仕掛品	4,031	リース債務	72
原材料及び貯蔵品	864	未払金	421
前払費用	64	未払費用	136
その他	202	未払法人税等	161
貸倒引当金	△8	前受金	908
<b>固定資産</b>	<b>10,877</b>	預り金	64
<b>有形固定資産</b>	<b>3,012</b>	賞与引当金	212
建物	1,026	製品保証引当金	33
構築物	10	その他	90
機械装置	566	<b>固定負債</b>	<b>2,369</b>
工具、器具及び備品	127	長期借入金	2,080
土地	970	リース債務	243
リース資産	268	その他	45
建設仮勘定	41	<b>負債合計</b>	<b>13,702</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>73</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	54	<b>株主資本</b>	<b>10,795</b>
リース資産	7	資本金	4,880
その他	12	利益剰余金	8,787
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,791</b>	利益準備金	267
投資有価証券	0	その他利益剰余金	8,520
関係会社株式	6,728	別途積立金	3,000
関係会社出資金	306	繰越利益剰余金	5,520
前払年金費用	411	<b>自己株式</b>	<b>△2,872</b>
繰延税金資産	282	<b>純資産合計</b>	<b>10,795</b>
その他	80	<b>負債・純資産合計</b>	<b>24,497</b>
貸倒引当金	△18		
<b>資産合計</b>	<b>24,497</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	23,149
売 上 原 価	16,426
売 上 総 利 益	6,722
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,465
営 業 利 益	2,257
営 業 外 収 益	169
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	155
そ の 他	14
営 業 外 費 用	172
支 払 利 息	71
支 払 手 数 料	7
為 替 差 損	39
そ の 他	53
経 常 利 益	2,255
特 別 損 失	3
固 定 資 産 除 却 損	3
税 引 前 当 期 純 利 益	2,251
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	293
法 人 税 等 調 整 額	400
当 期 純 利 益	1,557

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						純 資 産 計	
	資 本 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計		
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金					利 益 剰 余 金 計
			別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当期首残高	4,880	223	3,000	4,446	7,669	△2,869	9,680	9,680
当期変動額								
利益準備金の積立		44		△44	-		-	-
剰余金の配当				△440	△440		△440	△440
当期純利益				1,557	1,557		1,557	1,557
自己株式の取得						△3	△3	△3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	44	-	1,073	1,117	△3	1,114	1,114
当期末残高	4,880	267	3,000	5,520	8,787	△2,872	10,795	10,795

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社岡本工作機械製作所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭 仁 ㊟

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗原 幸 夫 ㊟

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岡本工作機械製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岡本工作機械製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社岡本工作機械製作所

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭 仁 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 栗原 幸 夫 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岡本工作機械製作所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。  
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社岡本工作機械製作所 監査役会

常勤監査役 田中良和 ㊟

常勤監査役  
(社外監査役) 瀬川雅夫 ㊟

社外監査役 山岡通浩 ㊟

社外監査役 白築敏一 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置付けております。当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は200,140,500円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2020年6月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 監査役4名選任の件

監査役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	田中良和 (1955年6月28日生)	1978年4月 当社入社 2003年6月 当社経営管理部次長 2006年11月 当社管理部部長 2008年4月 当社財務部部長 2008年7月 当社内部監査室室長 2009年7月 当社管理部担当部長 2015年7月 当社管理本部財務部部長 2016年6月 当社監査役(現任)	2,042株
<p><b>【監査役候補者とした理由】</b></p> <p>田中良和氏は、長年にわたり当社の経理および内部統制の業務に従事した経験を通じ、財務及び会計に関する相当程度の知識を知見を有していることから監査役としての職務に適切に遂行できるものと判断したためであります。</p>			
2	瀬川雅夫 (1963年9月23日生)	1987年4月 三菱信託銀行株式会社入社 2006年6月 三菱UFJ信託銀行株式会社審査部統括マネージャー 2008年4月 同社営業第8部統括マネージャー 2010年10月 同社コンプライアンス統括部統括マネージャー 2013年6月 同社審査部副部長 2015年4月 同社営業第7部部長 2017年6月 当社社外監査役(現任)	300株
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b></p> <p>瀬川雅夫氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる銀行勤務により培われた経験に基づき、豊富な実績と高度な知見を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	山岡通浩 (1966年9月12日生)	1994年4月 弁護士名簿登録 2007年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科准教授 2008年6月 当社社外監査役(現任) 2011年4月 最高裁判所司法研修所刑事弁護教官 2015年6月 司法試験考査委員 2017年3月 オンコリスバイオファーマ株式会社社外監査役(現任) 2019年4月 第一東京弁護士会副会長	2,900株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>山岡通浩氏は弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを社外監査役として当社の監査に生かしていただきたいためであります。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことはございませんが、弁護士として企業法務に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			
4	※ 下崎一生 (1953年8月27日生)	1977年4月 同和火災海上保険株式会社入社 2006年4月 ニッセイ同和損害保険株式会社執行役員損害サービス部長 2010年4月 同社常務執行役員首都圏営業本部長兼営業推進本部副本部長 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員神奈川本部長 2012年6月 同社常勤監査役 2018年12月 株式会社NICホールディングス社外監査役 2020年4月 株式会社ウェルネストコミュニケーションズ社外監査役(現任)	-株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>下崎一生氏は、長年にわたり保険会社における経営に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有していることから社外監査役としての責務を適切に遂行できると判断しております。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
3. 瀬川雅夫氏、山岡通浩氏及び下崎一生氏は社外監査役候補者であります。  
4. 当社は、山岡通浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。  
5. 瀬川雅夫氏及び山岡通浩氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の日をもって、瀬川雅夫氏が3年、山岡通浩氏が12年となります。



6. 当社は、田中良和氏、瀬川雅夫氏及び山岡通浩氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、下崎一生氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

### 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買取防衛策）継続の件

当社は、2017年6月29日開催の当社定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）を継続することについて、株主の皆様のご承認をいただいておりますが、その有効期限は、本総会終結の時までとなっております。

当社では、現プラン導入後も株主共同の利益及び企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、2020年5月15日開催の当社取締役会において、現プランを一部修正したうえで、本定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただけることを条件として、継続することを決定したものであります（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。

つきましては、現プランの継続につき株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

現プランの継続に当たり、文言の修正等、若干の見直しを行っておりますが、プランの実質的な内容に変更はありません。

#### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

## Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は1926年の創業以来、研削盤を中心とした工作機械分野と半導体関連装置分野において、高性能の製品を生産し顧客のニーズに応えていくことによって高い評価を受けてきました。今後も長期にわたる顧客・取引先との信頼関係やブランド力に基づき、さらに安定した経営基盤を確立し、社会に大きく貢献していけるような企業への飛躍を目指しています。

当社グループでは、中長期的な戦略として「景気に左右されることなく、安定した収益を確保できる経営体質」の確立・定着を図るべく、全社を挙げて取り組んでおります。また一方で、内部管理体制の強化やコンプライアンスの遵守など、経営の改善にも取り組んでまいります。さらに、近年、社会的な重要問題となっている、地球環境への配慮に努め、環境に調和する技術の開発や事業活動を心がけていくこととしています。

### 工作機械セグメント

- ・熟練作業員でなくとも高度な研削加工を可能とする手段として、弊社独自のセンサ技術によるAI機能が搭載された近未来型の研削盤を開発し、IoTやロボット技術とのコラボレーションによって自動研削システムにおける更なる提案を行ってまいります。
- ・中型・大型の平面研削盤における直動ガイドのデメリットを解消すべく、新たな滑り案内面の開発に着手いたしました。今後は、静圧案内面との互換性が保たれた案内面要素としての確立を図り、低価格な高精度研削盤の実現に生かしていきます。
- ・平面研削盤における中核機構の研削スピンドル軸において、ころ軸受タイプ・静圧軸受タイプの回転精度向上・安定供給の開発に着手し、更に高精度な加工面の実現を目指します。
- ・円筒形状の研削加工用として、ヨーロッパにて主流となっている複合研削盤について、横型・立型共にラインナップの拡充と加工ソフトの充実を図り、全世界の市場への拡販に努めてまいります。

### 半導体セグメント

- ・Si貫通電極(TSV)技術は、あらゆる3次元集積回路の積層時の電氣的接続を実現する為のキーテクノロジーであり、これに関わる課題解決の為、「科学技術振興機構」による支援プログラム採択のもと世界中が不可能と考えられていた新規技術/装置の開発を目指しています。
- ・家電・自動車を始めとする生活必需品においては、今後益々、人工知能(AI)的機能の拡充が図られることは必至であり、これをより高いレベルにて実現する為に不可欠となっている特殊半導体材料を対象とする各種専用機の開発にも注力しております。

また、事業の成長拡大と競争力の強化に努める一方で、内部管理体制の強化やコンプライアンスの遵守など、経営の改善にも取り組んでおります。当社では、社内に、行動規範を定め、不測の事態が発生した場合には、早急に問題解決を図り、原因を究明し再発防止に向けた業務改善を行なうこととしています。法令・規則及び社内規定・ルールの遵守を尊び、社会的な規範から逸脱することのない、公正かつ誠実で透明性の高い企業活動を遂行します。また、関係する国際社会のルールに適応した事業運営を行ない、グローバル企業として更なる発展と向上を目指します。とりわけ、反社会的勢力との決別を誓い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその関係先には、毅然とした態度で臨みます。

日常の業務活動においては、有用な製品・サービスの提供を通じて社会に貢献するよう努め、また貴重な財産としての「社員」の人格や個性を大切に、社員一人ひとりの主体性と創造力を尊重し、それが企業活動に活かされる風土を築き上げていきます。また社員の安全と健康に配慮するとともに、個人の人格、個性、生活を尊重し、公正な処遇を行ない、個人の資質向上と能力開発を促す職場環境を実現していきます。

ステークホルダー(利害関係者)である、顧客、取引先、社員、株主などに対しては、企業情報を積極的にかつ公正に開示し、透明性の確保に努める一方で、企業活動を通じて得られた顧客や取引先に関連する情報など機密情報や個人情報については、定められた規則に基づき、厳正に管理します。また、近年、社会的な重要問題となっている、地球環境への配慮に努め、環境に調和する技術の開発や事業活動を心がけていくこととしています。これらひとつひとつの取組みが、当社及び当社グループの企業価値の向上、ひいては株主共同利益の極大化に繋がっていくものと考えております。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本プランの概要と目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰ.に記載の基本方針に沿って現プランを継続するものであり、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するため、独立委員会規定（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。本プラン継続時における独立委員会の委員には、別紙2に記載の3氏が就任する予定です。

また、2020年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の株式保有状況」とおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランに係る手続き

#### ① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行ない、又は行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。



- (i) 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株式等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株式等の株式等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

## ② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

### (i) 買付者等の概要

(i) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ii) 代表者の役職及び氏名

(iii) 会社等の目的及び事業の内容

(iv) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要

(v) 国内連絡先

(vi) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。以下同じとします。

6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>8</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

なお、当社取締役会は、買付者等から提出された意向表明書について、その事実と内容に関し、株主や投資家の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

### ③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日<sup>9</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リスト（以下「当初情報リスト」といいます。）を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、当初情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、当初情報リストに従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会及び独立委員会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。



ただし、買付者等からの情報提供の迅速化と、取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、当初情報リストの発送日の翌日から起算して60日を当社取締役会が買付者等に対して情報提供を要請し、買付者等が回答を行う期間（以下、「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報を以て、直ちに当社取締役会による評価・検討（下記④）を開始するものとします（ただし、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。）。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として当初情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行なった後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

10 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の必要情報の提供がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主や投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主や投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の

利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行なうものとし、当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主や投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、買収防衛策発動の是非について諮問します。なお、その際に買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供いたします。

#### ⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行なうものとし、その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した第三者である外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

##### (i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守しなかった場合には、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

##### (ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、上記②から④までに規定する手続きが遵守されている場合であっても、別紙4に掲げるいずれかの類型に該当すると判断され、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

なお、独立委員会は、当該大規模買付等について、別紙4に掲げる発動事由のうち、6及び7の該当可能性が問題となる場合には、当該発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとし、

## ⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、勧告受領後、速やかに、対抗措置の発動又は不発動の決議を行なうものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不発動に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行なった場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また、株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

## ⑦ 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、又は勧告の有無若しくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止の決議を行なうものとします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

## ⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。



## (2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止又は発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行なった場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

## (3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行なわれた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行ないます。

### 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

#### (1) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

#### (2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会で株主の皆様のご承認を得た上で継続することとしており、上記2. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

#### (3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、上記2に記載したとおり、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しています。

#### (4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. (1)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

#### (5) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 4. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行なわれません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の2. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。



## (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行なう場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様が有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2. (1)⑦に記載の手続き等に従い対抗措置の中止又は発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様が有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

## (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行なわれた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行ないますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以上

## 別紙1

### 独立委員会規定の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役又は(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行なう。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む。）
  - (2) 本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
  - (3) 本プランの廃止及び変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。

9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

## 別紙2

### 独立委員会委員候補者の略歴（五十音順）

#### 下崎 一生（しもざき かずお）

- 1977年 4月 同和火災海上保険株式会社入社
- 2006年 4月 ニッセイ同和損害保険株式会社執行役員損害サービス部長
- 2010年 4月 同社 常務執行役員首都圏営業本部長兼営業推進本部副本部長
- 2010年10月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員神奈川本部長
- 2012年 6月 同社 常勤監査役
- 2018年12月 株式会社NICホールディングス監査役（社外）
- 2020年 4月 株式会社ウェルネストコミュニケーションズ監査役（社外・現任）
- 2020年 6月 当社 監査役（社外・就任予定）

#### 瀬川 雅夫（せがわ まさお）

- 1987年 4月 三菱信託銀行株式会社入社
- 2006年 6月 三菱UFJ信託銀行株式会社 審査部統括マネージャー
- 2008年 4月 同社 営業第8部統括マネージャー
- 2010年10月 同社 コンプライアンス統括部統括マネージャー
- 2013年 6月 同社 審査部副部長
- 2015年 4月 同社 営業第7部長
- 2017年 6月 当社 監査役（社外・現任）

#### 山岡 通浩（やまおか みちひろ）

- 1994年 4月 弁護士名簿登録
- 2007年 4月 慶應義塾大学大学院法務研究科准教授
- 2008年 6月 当社 監査役（社外・現任）
- 2011年 4月 最高裁判所司法研修所 刑事弁護教官
- 2015年 6月 司法試験考査委員
- 2017年 3月 オンコリスバイオファーマ株式会社 監査役（社外・現任）
- 2019年 4月 第一東京弁護士会副会長

※ 各氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

※ 各氏は当社の社外監査役候補者であり、本定時株主総会にて就任予定であります。

※ 当社は山岡通浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。

## 別紙3

## 当社の大株主の株式保有状況

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)岡本工作機械製作所	群馬県安中市郷原2993番地	715	15.15
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD-HESPERANGE, LUXEMBOURG	220	4.66
角 田 博	東京都新宿区	200	4.23
三菱UFJ信託銀行(株) (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行(株))	東京都千代田区丸の内1丁目4-5 (東京都港区浜松町2丁目11-3)	116	2.46
(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	107	2.27
ファナック(株)	南都留郡忍野村忍草字古馬場3580 ファナック株式会社企画部株式室気付	94	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	中央区晴海1丁目8-11	87	1.85
あいおいニッセイ同和損害保険(株) (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行(株))	東京都渋谷区恵比寿1丁目28-1 (東京都港区浜松町2丁目11-3)	77	1.64
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM	33 RUE DEGASPERICH, L-5826 HOWALD- HESPERANGE, LUXEMBOURG	76	1.61
INTERACTIVE BROKERS LLC	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA	65	1.39
合 計	-	1,757	37.25

## 別紙4

### 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行なっている又は行なおうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行なっていると判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行なうことをいいます。）等の、株主の皆様判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者の関係を破壊し当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合



新株予約権無償割当ての概要

## 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

## 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

## 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

## 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行なう場合は、所要の調整を行なうものとします。

## 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。



## 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

## 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者<sup>11</sup>、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者<sup>12</sup>、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>13</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

12 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行なう旨の公告を行なった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者を行います。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

## 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

## 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

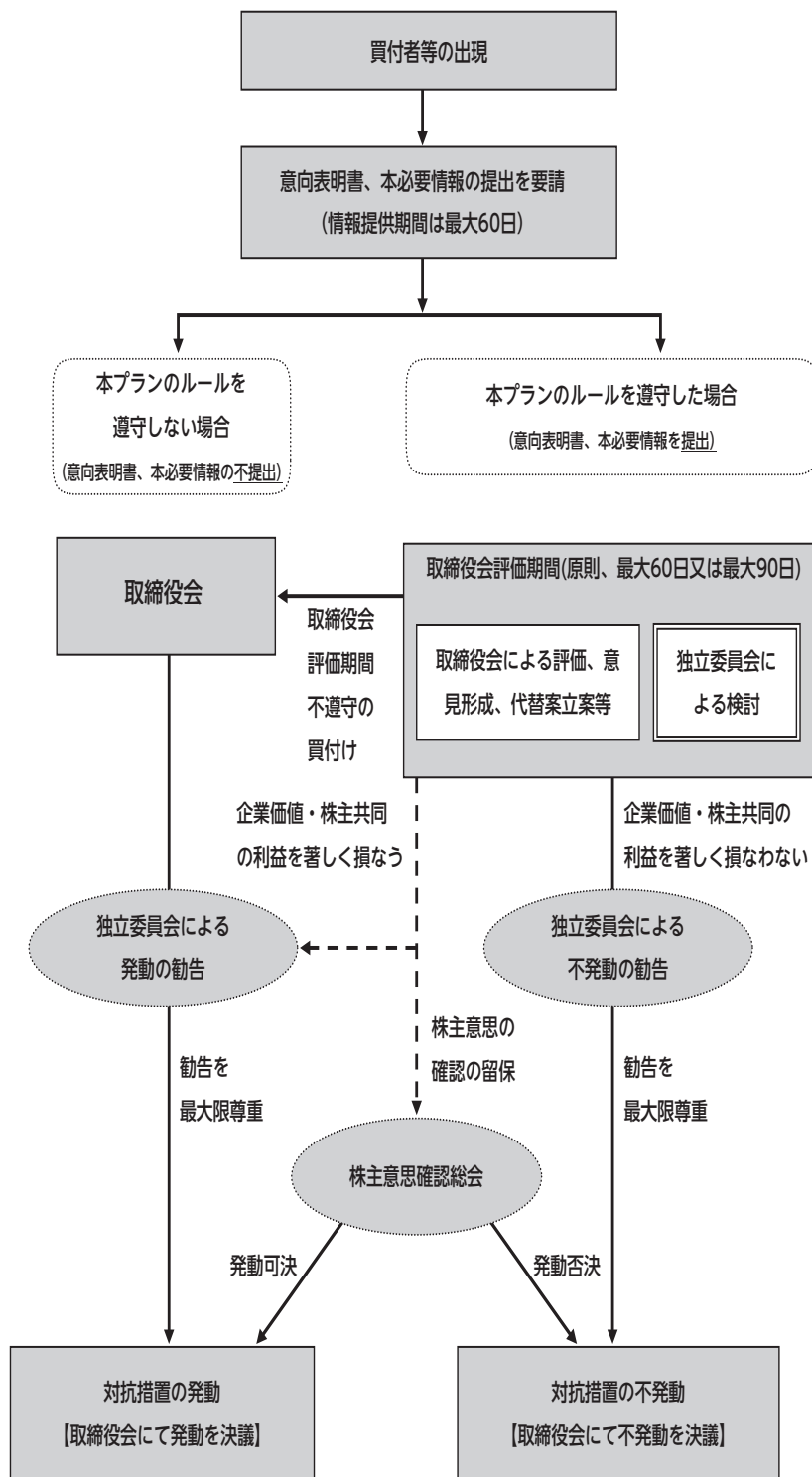
## 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以上

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図



※このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines spaced evenly down the page.





# 株主総会 会場ご案内図

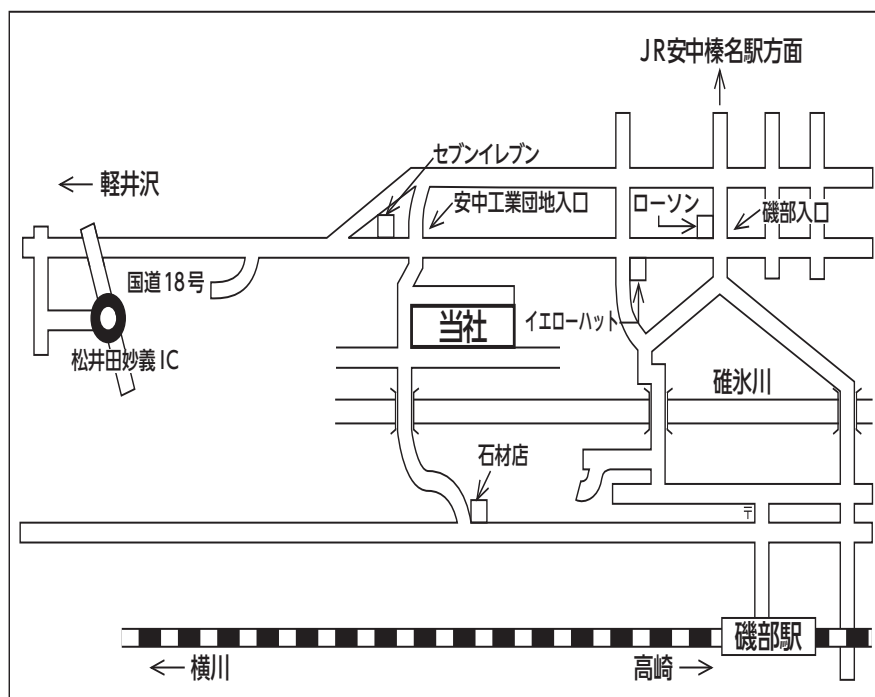
株主総会は、当社本店（安中工場）で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照願います。

記

〒379-0135 群馬県安中市郷原2993番地

TEL.027-385-5800 (代表)

FAX.027-385-5880 (代表)



## 交通のご案内

### ・電車ご利用の場合

J R 高崎駅より信越本線「磯部」駅下車、タクシー約5分

北陸新幹線「安中榛名」駅よりタクシー約15分

### ・お車ご利用の場合

上信越自動車道松井田妙義ICを安中松井田方面に降り、国道18号線を右折、高崎安中方面へ。4つ目の信号安中工業団地入口を右折。松井田妙義ICから約7km、約10分。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。